

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年5月26日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	(仮称)オーケー大泉インター店
2 店舗所在地	練馬区大泉町二丁目1番 ほか
3 設置者名	オーケー店舗保有株式会社
4 設置者住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号
5 小売業を行う者の氏名又は名称	オーケー株式会社
6 新設をする日	令和8年1月16日
7 店舗面積の合計	2,806 ㎡
8 駐車場の位置及び収容台数	店舗内99台
9 駐輪場の位置及び収容台数	店舗内140台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内130㎡
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内14.09㎡
12 小売業を行う者の開店時刻	午前8時
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後10時
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後10時30分まで
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所敷地南西側
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで
17 届出日	令和7年5月15日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和7年5月26日から令和7年9月26日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあつては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年5月26日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	京王ストア府中栄町店
2 店舗所在地	府中市栄町一丁目20番地の3 3
3 設置者名	京王電鉄株式会社
4 設置者住所	新宿区新宿三丁目1番2 4 号
5 変更前の設置者の代表者名	永田 正
6 変更後の設置者の代表者名	都村 智史
7 変更日	令和4年6月29日
8 届出日	令和7年4月22日
9 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10 縦覧期間	令和7年5月26日から令和7年9月26日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1 店舗名	伊勢丹新宿本店
2 店舗所在地	新宿区新宿三丁目14番1号ほか
3 設置者名	株式会社三越伊勢丹ほか3名
4 設置者住所	新宿区新宿三丁目14番1号ほか
5 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社伊勢丹会館
6 変更前の小売業者の代表者名	古川 順教
7 変更後の小売業者の代表者名	関川 明子
8 変更日	令和7年4月12日
9 届出日	令和7年5月16日

- | | |
|---------|---|
| 10 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号） |
| 11 縦覧期間 | 令和 7 年 5 月 2 6 日から令和 7 年 9 月 2 6 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 12 縦覧時間 | 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。 |

- | | |
|--------------|---|
| 1 店舗名 | アトレ亀戸 |
| 2 店舗所在地 | 江東区亀戸五丁目 1 番 1 号 |
| 3 設置者名 | 東日本旅客鉄道株式会社ほか 1 名 |
| 4 設置者住所 | 渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号ほか |
| 5 変更を行った設置者名 | 株式会社アトレ |
| 6 変更日 | 令和 6 年 7 月 25 日 |
| 7 届出日 | 令和 7 年 5 月 20 日 |
| 8 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号） |
| 9 縦覧期間 | 令和 7 年 5 月 2 6 日から令和 7 年 9 月 2 6 日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 10 縦覧時間 | 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1 店舗名 | 京王ストア府中栄町店 |
| 2 店舗所在地 | 府中市栄一丁目 20 番地の 3 3 |
| 3 設置者名 | 京王電鉄株式会社 |
| 4 店舗面積の合計が 1,000㎡以下となる日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |